

行政運営と自治基本条例について

平成19年11月1日

熊本市自治基本条例検討委員会資料

東京財団客員研究員 木下敏之

佐賀市での経験

自治への住民意識は低かった。

1. 平成11年度から12年度にかけて以下の政策を実施(当時、日経行政革新度ランキング350位)

①情報公開条例

②年に一回、小学校区(昭和の合併の際の九町村単位)ごとにある自治会に対し「市長と語る会」を実施。

2. しかし、現実には、意見交換の会ではなく

大陳情大会だった。

年々参加者は
固定化し、減少

自治会や婦人会も、住民の参加が沈滞していくことに困っていた。

1. 自治会活動は、校区によっては著しく沈滞。
⇒70歳代の公共心の強い方々で、実質的に支えているのが現状。
2. 婦人会の活動は、全体としても著しく沈滞し、婦人会が消滅してしまった校区もあり。
3. 民生委員や児童委員は、なり手が少なく、その人選に四苦八苦。
4. 消防団も同様。

選挙の投票率も低下

一方で、地域横断的なボランティア活動も次第に目を出してきた。

佐賀市役所にも問題があった。

1. 住民に十分に情報を提供していなかった。
 - ① 広報誌は月に一度。
 - ② 住民が意見を出すルートもなし。
⇒住民からの手紙には返事を出さない。
2. 住民が政策決定に参加する仕組みがなかった。
⇒住民は、困ったときは、政治家に頼るしかなかった。
3. 市職員は、ボランティア団体を、対等のパートナーとして見ていなかった。

住民が政策決定に参加する仕組みを導入した。

1. 小規模な道路整備や河川整備については、各自治会で優先度について点数をつけ、市役所に提出する仕組みを導入。

⇒自治会長が一年ごとに変わるころは、整備が進まない。

⇒自治会も、用地確保や意見調整に一定の責任を負う。

2. 小学校区ごとに市役所が設置している公民館の管理運営を、自治会に委託。

⇒一定額の運営費を渡し、内容は事後報告制に切り替え。

3. 横断的活動をする団体のために、市民活動支援センターを設置し(平成14年4月)、管理運営もNPOに委託。

自治基本条例については、佐賀市役所は、後回しにした。

1. 自治基本条例は即効性があるものではなく、佐賀市においては、まず、情報提供と、住民が政策決定に参画する仕組みを整えることを優先した。

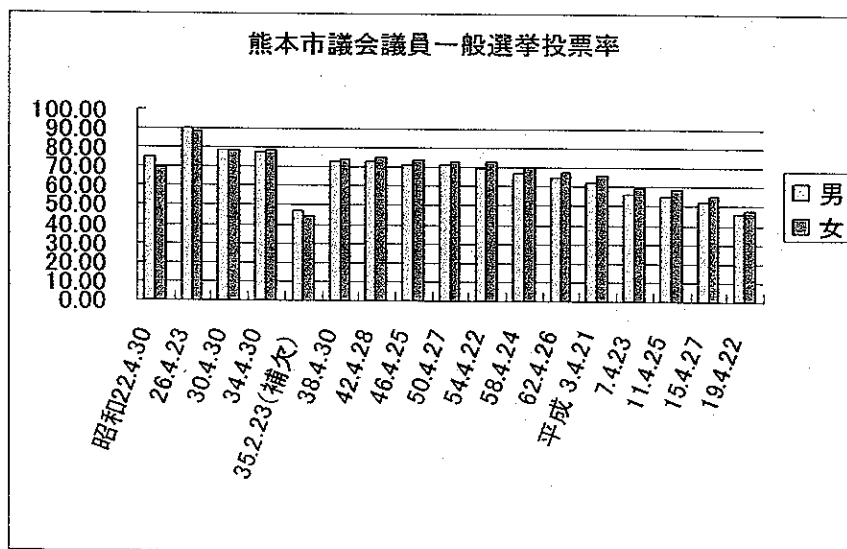
2. 職員のマンパワーは限られており、他の優先すべき課題が山積していた。

⇒財政が厳しく、第三セクター商業ビルの破産の後始末や、民間委託の推進などに優秀な職員を振り向けた。

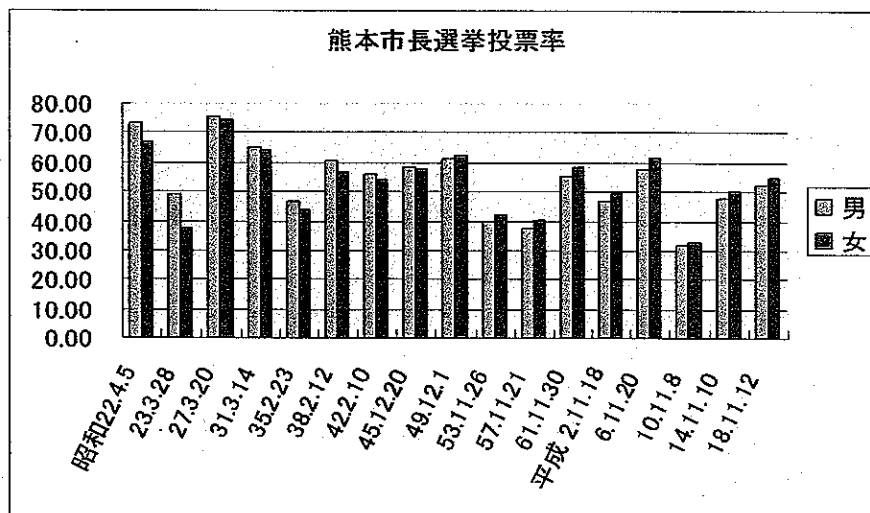
行政経営の観点からは、自治基本条例も政策目標実現の手段に過ぎない。

1. 「住民自治」の現状を認識することが、まず、基本。
2. 次に、それをどのような状態にしていきたいのかを明確化することが必要。
⇒「美しい国」というのは良い言葉だが、それをさらに具体化した目標が必要。
3. その目標実現のために、どのような手段を、どのような優先順位で実現していくかという整理が必要。

熊本市の自治の現状(1) 選挙の投票率が低下している。



選挙の投票率が低下している(2)
 半分程度の市民が最低限の義務を果たしていない。



自治会活動は自治の基本。
 熊本市の活動は活発か？

- 自治会が、河川整備や道路整備、福祉、教育等にどのように関わっているか？
- 自治会、婦人会、消防団活動は活発か？
- パブリックコメントにはたくさんの意見が寄せられるか？
- 横断的なNPO等の活動はどうか？
- 住民に対して、総合計画の進捗状況や各種説明会が行われているか？ 等々

熊本市に求められるもの。

1. 自治の現状を把握すること。
2. それをどのような状態に変えたいのか、具体的な目標を持つこと。
3. 目標実現のために、どのような一連の政策が必要となるかを考えること。

10人の住民に
質問したが、
一人も自治基本条例
のことは知らなかった。

条例を策定した
だけでは、目標は
実現しない。

委員会の性格について

1. 熊本市民全体を代表しているのは、市長と、議決をした案件についての議会のただ二人だけであること。
2. 二元代表制の観点からは、委員会の性格が、あいまいな点がある。
 - ⇒公募委員は、一部の市民の代表ではあるが、全市民の代表ではない。
 - ⇒議会選出委員は、議会を代表しているか？
 - ⇒ここで決定されたものは、そのまま執行部案となるのか？